

第2回 四国クラブユースサッカー (U-15) Partida 2023

大 会 要 項

- 1 主 旨 公益財団法人日本サッカー協会及び、一般社団法人日本クラブユースサッカー連盟は、日本の将来を担うユース年代選手のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図るとともに、クラブチームの普及と発展を目的とし、連盟第3種加盟登録チームの全てが参加できる大会として実施する。
~~難生代第幾後の大会に臨む目的を第る。~~
- 2 名 称 第2回 四国クラブユースサッカー (U-15) Partida 2023
- 3 主 催 四国クラブユースサッカー連盟
- 4 主 管 四国クラブユースサッカー連盟
- 5 期 日 2023年11月25日(土)・12月9日(土) グループステージ
※11月26日(日)、12月10日(日)も状況に応じてグループステージを開催する場合あり。
2023年12月16日(土)・17日(日) ノックアウトステージ
- 6 会 場 四国4県の各施設
- 7 出場資格 公益財団法人日本サッカー協会に第3種加盟登録し、なお且つ一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟に(U-15)加盟登録したチームであること。
- 1) 出場選手は、他のクラブチーム及び中学校サッカーチームなどに二重登録されていないこと。
- 2) 2008年（平成20年）4月2日以降の出生者を対象とする。
- 3) 選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、15名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。
- (イ) 合同するチーム及びその選手は、それぞれ上記の出場資格を満たしていること。
(ロ) 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと。
(ハ) 大会参加申し込みの手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、代表チームが行う。
(ニ) 合同チームとしての参加を四国クラブユースサッカー連盟理事長が別途了承していること。
- 4) 出場チームは、11名以上の選手で構成され、うち11名は日本サッカー協会第3種加盟登録選手であり、なお且つ2008年4月2日から2011年04月1までの出生者を対象とする。
- 5) 出場チームの同一下部組織第4種（日本サッカー協会クラブ申請済みクラブ）登録選手に限り、種別変更（移籍）せず、第4種登録選手のままの出場を認める。但し、同一下部組織第4種登録チームを複数所有しているチームの選手登用は、いずれか1チームからに限定するものとする。また、同じクラブ内の同じ年代の女子登録している選手も移籍を行うことなく出場することを認める。
- 6) 各チームの登録選手は、原則として日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。但し、写真添付により顔の認識ができるものであること。
※選手証とは、日本サッカー協会のWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの原則とする。またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。
- 7) 予選から本大会に至るまでに、一つのチームで大会メンバーに登録した選手は、異なるチームへの移籍後、再び大会メンバー登録をすることはできない。なお、都道府県内の大会で、予選名が付されていない場合であっても、その大会が実質的に予選を兼ねている場合は、その大会は予選と同じ扱いとなり、上記を適用する。